

No. 1 質問時配付資料（印刷物）のペーパーレス化について	提出会派
	自由民主党

【提案趣旨】

議員が、質疑や一般質問の際に配付する印刷物について、現在は紙により配付することとしているが、ペーパーレス化を一層推進する観点から、他の議場配付資料と同様にタブレット端末に配付するようにはどうか。

【関係規定】

会議規則第 147 条

議場又は委員会の会議室への資料の持込み又は配布については、議長又は委員長の許可を得なければならない。ただし、資料のうち印刷物の持込みについては、この限りでない。

先例 250

議場での資料配付は、写真、地図、図表その他これらに類するものに限り許可する。ただし、議会運営委員から疑義が呈されたものは、議会運営委員会で協議する。

なお、配付しようとする議員は、次の点に留意する。

- (1) 配付する資料は、議会は言論の府であり、質問は口頭によることが原則であるという考え方を踏まえて作成する。
- (2) 資料の内容が著作権や個人情報の保護、公序良俗に反しないかなど十分配慮するとともに、その内容について責任を負う。
- (3) 資料に記載する字句は、凡例程度にとどめる。
- (4) 配付に当たっては、質疑・質問日の 2 日前（当日が市の休日の場合はその前日）までに議長あて許可願を提出し、許可された後 120 部を提出する。